

MSME

Micro Small & Medium Enterprises

中小零細企業(MSME)は、インドの GDP に大きく貢献し、国家の発展に寄与しています。MSME 産業はここ数十年で台頭してきており、インドの経済全体の発展において重要な役割を果たしています。当該セクターへのビジネス誘致のため、インド政府はタイムリーに規制を改正し、様々なインセンティブや救済措置を提供しています。

今回の FAQ では、インドにおける MSME の構成や関連する各種手続きおよび規制について取り扱っています。

1. 2006 年中小零細企業開発法(MSMED 法)が制定された趣旨は？

小規模産業はインドの経済発展に貢献し、何百万人もの労働者を雇用する重要な産業として台頭してきました。これら小企業企業を膨大な数の法律や規制から開放し、発展させるための包括的な規制の枠組み(法律)が必要でした。これに従って、インド政府は、中小零細企業の発展を促進し競争力を強化するため、2006 年に MSMED 法を制定しています。

2. 2006 年 MSMED 法における企業(enterprise)とは？

MSMED 法第 2 条(e)によると、企業とは、1951 年工業(開発・規制)法第 1 表に規定されている産業に関連する商品の製造・生産に従事している工業事業、その他企業、サービス提供に従事する企業、を意味します。

3. MSMED 法における、マイクロ(micro)、スモール(small)、ミディアム(medium)の分類基準は？

MSMED 法では、中小零細企業を以下のように大別しています。

- (i) 産業を問わず、商品の製造及び生産に従事する企業
- (ii) サービスの提供に従事する企業

しかしながら、インド中小零細企業省は、「Aatmanirbhar Bharat Package」のもと、2020年6月26日付で分類基準を変更する通知を発行し、製造業や商品の生産、サービス業といった区分は廃止されました。企業を中小零細企業に分類するための基準は以下の通りです。

Particulars	Micro	Small	Medium
工場・機械・設備 投資額	1,000 万ルピーを超えない	1 億ルピーを超えない	5 億ルピーを超えない
売上高	5,000 万ルピーを超えない	5 億ルピーを超えない	25 億ルピーを超えない

4. MSMED 法における工場・機械(plant and machinery)とは？

企業の「工場・機械」という表現は、1961年所得税法に基づき制定された、1962年所得税法規則における「工場・機械」と同義です。土地、建物、家具、付属品を除く、企業のすべての有形資産を含みます。





5. サービス提供企業に該当するのは、どのような活動ですか？

中小零細企業省の 2009 年 6 月 12 日付けで通達によれば、MSMED 法の下サービスとみなされる活動には、以下のものがあります。

- (a) マネジメントサービスを含むコンサルタント業
- (b) 農業機械のレンタル業
- (c) リスクおよび保険管理の複合ブローカーサービス業
- (d) 教育機関
- (e) 研修機関
- (f) 小売業
- (g) 法律業

6. 中小零細企業はどのようにして登録されますか？

中小零細企業の登録を行おうとする者は、Udyam 登録ポータルからオンラインにて Udyam 登録を行うことができます。これは自己申告に基づくもので、書類や証明書等をアップロードする必要はありません。登録後、企業には Udyam 登録番号と呼ばれる永久的な ID 番号が割り当てられ、手続き完了時には、Udyam 登録証明書と呼ばれる電子証明書が発行されます。

7. 工場・機械・設備への投資額制限は、どのようにして計算されますか？

投資額の計算は、前年度の所得税申告書(ITR)とリンクします。ただし、新設企業で過去の ITR が入手できない場合、投資額はプロモーターの自己申告に基づいて算出することになります。これは、最初の ITR が提出されるまでの間の緩和措置です。また、投資額を計算する際は、所得税法で規定されている会計年度末時点の評価減後価格(WDV=Written Down Value)を考慮する必要があります。

8. 売上高制限はどのようにして計算されますか？

企業を分類する際の基準となる売上高から、物品やサービスの輸出売上分を除外する必要があります。プロモーターは、売上高と輸出売上高について、所得税法、中央物品サービス法、物品サービス税識別番号(GSTIN)とリンクさせる必要があります。PAN を保持していない企業については、2021年3月31日までの間は自己申告ベースでの計算が認められますが、それ以降は PAN および GSTIN が必要となります。

9. MSME にはどのようなメリットがありますか？

MSME 登録の主なメリットには、次のようなものがあります。

- (i) 銀行からの資金援助
- (ii) 支払い遅延に対する保護
- (iii) 政府入札における優先権
- (iv) 税制上の優遇措置
- (v) 利子率の補助他





10. 既存の企業による MSME の登録申請は可能ですか？

既存企業が実際に機能しており、登録に必要な投資額制限の条件を満たしていれば、MSME 登録を申請することができます。2020 年 6 月 26 日付けのインド準備銀行(RBI)の通知によると、既存企業は、2020 年 7 月 1 日以降、Udyam ポータルでの再登録が必要となります。2020 年 6 月 30 日までに登録された企業は、適宜再分類が行われます。

11. 企業が基準額(投資額または売上高)を超えた場合、どうなりますか？

企業が投資額と売上高の 2 つの基準のいずれかにおいて、現在分類されているカテゴリーの制限額を超えた場合、上位の分類に入ることになりますが、投資額と売上高の両方の基準において現在の分類カテゴリーの制限額を下回らない限り、下位の分類に入ることはありません。

12. MSMED 法における、遅延損害金に関するコンプライアンスは？

MSMED 法では、支払遅延に関する規定が以下のように厳格化されています。

- (i) 買主は、買主と売主が書面で合意した期日以前に、または合意がない場合には約束の日以前に支払いを行わなければならない。売主と買主との間で書面により合意される期間は、受領日またはみなし受領日から 45 日を超えてはならない。
- (ii) 買主が期間内に売主への支払いを怠った場合、買い手は、約束の日または合意した日からの金額に対して、準備銀行が通知した銀行金利の 3 倍の複利を毎月供給者に支払わなければならない。
- (iii) 買主による支払いが遅れた場合は、MSME 1 form を正式に提出しなければならない。
- (iv) 企業は、MSME SAMADHAAN にて申請を行うことができる。

13. MSME 1 form を提出しなければならないのはどのような企業ですか？

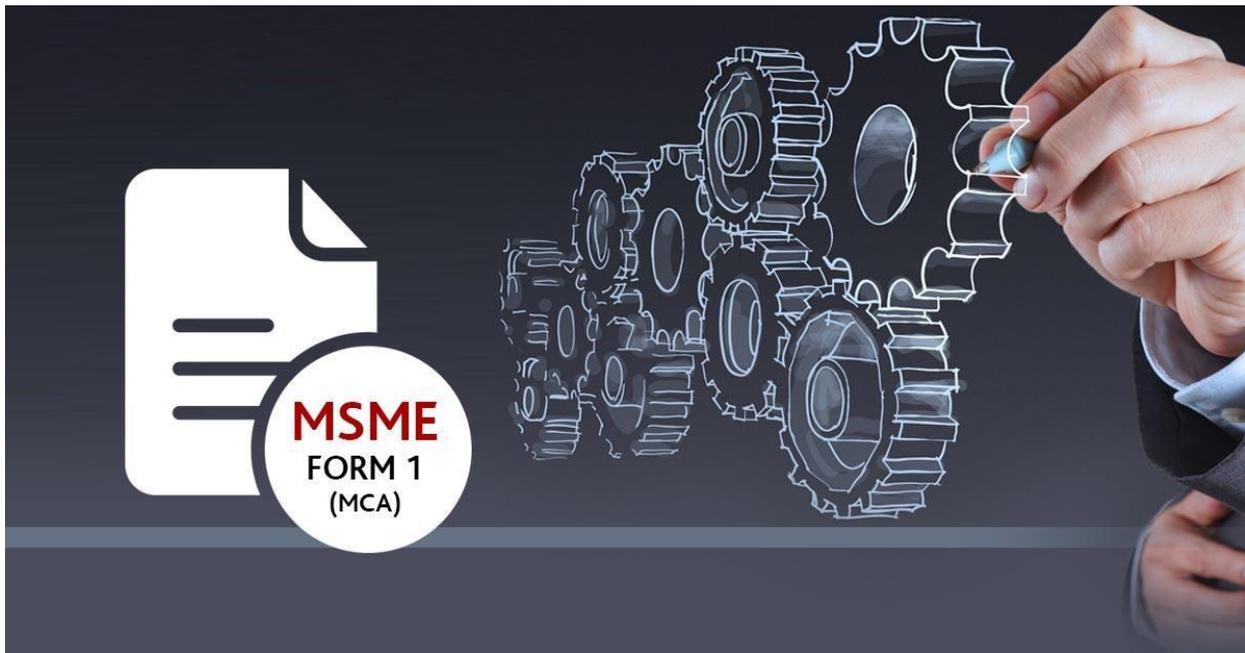
零細企業(micro および small)から物品やサービスを購入し、その支払いが物品やサービスの受領日またはみなし受領日から 45 日を超える企業が、提出が必要となります。なお、MSME-1 は中小企業(Medium)には適用されません。

14. 指定日 (appointed day)、 受入日 (date of acceptance)、 みなし受入日 (deemed acceptance)とは？

MSMED 法第 2 条(b)によると、指定日とは、受入日またはみなし受入日から 15 日が経過した直後の日を意味します。商品の納品日やサービスの提供日、もしくは納品から 15 日以内に商品やサービスの受領に関して買い手から書面による異議申し立てがあった場合の売り手はその異議を解消した日が受入日とみなされます。みなし受入日とは、納品から 15 日以内に商品やサービス提供に関して、買い手から書面による異議申し立てがなされなかった場合を指します。

15. 買い手に付与されるクレジット期間は？

- (i) 買い手と売り手の間に合意がない場合は、指定日まで。
- (ii) 書面上のクレジット期間が 45 日以内の場合は、書面で合意した日まで。
- (iii) 書面上のクレジット期間が 45 日を超える場合は、45 日以内。

**16. MSME SAMADHAAN ポータルとは何ですか？**

MSME SAMADHAAN は、中小零細企業省の DC が作成したポータルで、零細企業(MSEs)の支払い遅延に関する申請をオンラインで行うことができます。MSEs による支払い遅延に関する申請の実施を容易にするため、開発されました。提出された申請書は、零細企業円滑化評議会(MSEFC)に自動的に転送され、対応が行われます。

17. MSEFC との間では、どのような手続きが行われるのですか？

支払金額に関する照会があった場合、MSEFC は、自ら調停を行うか、もしくは調停を行うための機関の支援を求めることとなります。当事者間での調停に至らなかった場合、MSEFC は、紛争を仲裁に付すか、仲裁のために代替紛争解決サービスを提供する機関へ照会が行われます。MSEFC また当該手続きを実施する機関は、管轄区域内の売り手およびインド国内の買い手との間で、調停人として行動する権限を有します。当該照会は、照会が行われた日から 90 日以内の決定が求められます。



免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。

ご質問やその他追加での情報をご希望の場合は、jd@acuitylaw.co.inまでお気軽にお問い合わせください。